

藤 健 高 第 56 号
令和 2 年 4 月 10 日

藤井寺市健康福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護（要支援）認定の臨時的な取扱いについて（通知）

平素は介護保険制度の円滑な推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の事務連絡で例外的措置として示された「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」を受けて、本市においても今後の要介護（要支援）認定申請事務を下記のとおり取扱うこととします。尚、この取扱いを終了する時期につきましては、改めてお知らせいたします。

記

1. 更新申請の取扱いについて

更新申請をするすべての被保険者について、面会が困難で介護認定調査が行えない場合においては、臨時的な取扱いとして申請者の申し出により、現在の要介護（要支援）認定と同じ介護度で、有効期間を従来の期間から12ヶ月延長することとします。

※上記で示す面会が困難とは、新型コロナウイルス感染症への拡大防止のため、介護保険施設や医療機関等が外部との面会を禁止する等の措置が取られた場合、または感染不安から被保険者が対面での認定調査を拒否した場合です。

2. 更新申請事務について

基本的には従来どおり、仮申請にて要介護（要支援）更新認定申請書を発行し、本人署名または押印の上申請書を提出して申請受理としますが、仮申請の

際に、本市所定の申出書（別添参照）をお渡ししますので、臨時的な取扱いを希望する場合は、申請書と併せて提出してください。また、臨時的な取扱いによる申請の場合は主治医意見書も発行しませんので、あらかじめ被保険者にご確認の上申請してください。

また、臨時的な取扱いによる延長対象の被保険者には、「要介護・要支援認定結果通知書」は送付しません。新たに有効期間を延長した介護保険被保険者証のみを送付します。

※申出書は市ホームページに掲載しています。

掲載場所：藤井寺市ホームページ＞ 組織からさがす＞ 福祉部＞ 高齢介護課＞
業務案内＞ 介護保険＞介護保険制度について＞要介護（要支援）認定の臨時的な取扱いに関する申出書

3. 新規申請及び区分変更申請の取扱いについて

現時点では臨時的な取扱いする予定はありませんので、通常どおり主治医意見書の提出と認定調査の実施が必要となります。認定調査につきましては、専門性の見地から正確に行う必要があるため、電話等での聞き取りなどの手段はとらず、原則被保険者と対面での調査を行うこととします。

また、面会等が禁止の対象施設は、面会禁止期間終了まで認定調査を実施することができませんが、至急認定調査が必要である被保険者がいる場合、施設の入所者と隔離されたスペースを用意するなど、当該施設と調整を行ってください。

4. 既に認定調査の予定が入っている被保険者について

更新申請済で認定調査の予定が既に決まっている被保険者、またはこれから日程調整をする被保険者におかれましては、担当の認定調査員より被保険者本人またはご家族等に事情をお伝えいただき、臨時的な取扱いを希望される場合はその旨を高齢介護課までご連絡ください。

【連絡・問合せ先】

藤井寺市健康福祉部高齢介護課
電話 072-939-1165（直通）